

「新潟市令和 3 年度離職者等雇用事業所奨励金」

新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方、
就職氷河期世代の方、令和 3 年新規学卒者で採用内定を
取り消された方等を雇用した事業主の皆様に奨励金を交付します



奨励金の対象となる方

以下の条件をすべて満たす事業主

- ①新潟市内に本社または本店があること
- ②雇用保険適用事業所であること
- ③対象雇用者の雇用期間が **6 ヶ月以上** であること（※ただし、令和 3 年新規学卒者で採用内定を取り消された者等については、**雇用期間の定めがないこと**）
- ④**令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日**までの間に対象雇用者の雇用を開始し、かつ雇用保険に加入させること
- ⑤対象雇用者の勤務地が新潟市内であること
- ⑥対象雇用者の雇用にあたり、国の労働移動助成金（早期雇入れ支援コース）及び特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の交付決定を受けていないこと

対象雇用者

以下のいずれかに該当する方

- ①**新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方**
※令和 2 年 3 月 1 日以降離職し、かつ採用されるまでの間に雇用保険に加入したことがない方
- ②**就職氷河期世代無業者**
※昭和 45 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までの生まれであり、かつ雇入れ日の前日から起算して過去 6 か月間に雇用保険に加入したことがない方
- ③**令和 3 年新規学卒者で採用内定を取り消された方等**
※令和 3 年 3 月 31 日までに内定を取り消された方で、令和 3 年 4 月 2 日以降に採用された方
※令和 3 年 3 月 31 日までに内定を得ることができず、令和 3 年 4 月 2 日以降に採用された方

奨励金の額

対象雇用者 1 人につき、申請時までに支払った給与支給総額（上限 30 万円）を交付します

※奨励金交付の対象となる事業主あたりの交付額の上限は、対象雇用者 10 人、300 万円とします

※申請書類に基づき雇用契約書、賃金台帳等による書類確認、また必要に応じて事業所への訪問調査や対象雇用者への聞き取りを実施し、雇用の状況等を確認します

※交付対象となる事業主における同一対象雇用者の申請は 1 回限りとし、千円未満の額は切り捨てます

申請時に必要な書類

事業主は以下の書類を**令和 4 年 3 月 31 日まで**にご提出ください

- ①新潟市離職者等雇用事業所奨励金交付申請書及び実績報告書
- ②対象雇用者に係る報告書
- ③対象雇用者との雇用契約書等の写し
- ④対象雇用者の雇用保険被保険者資格取得等
確認通知書（事業主通知書）の写し
- ⑤対象雇用者の出勤簿の写し
- ⑥対象雇用者の賃金台帳等の写し
- ⑦暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ⑧その他、市長が必要と認める書類

<お問い合わせ先>

新潟市役所経済部雇用政策課

住所 〒951-8554

新潟市中央区古町通 7-1010 古町ルフル 5 階

電話 025-226-1642

MAIL koyo@city.niigata.lg.jp

★事業詳細はこちら

